

議案第50号

三田市休日応急診療センター条例の一部を改正する条例の制定について

三田市休日応急診療センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成22年6月7日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市休日応急診療センター条例の一部を改正する条例

第1条 三田市休日応急診療センター条例（平成21年三田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「平成20年厚生労働省告示第59号」を「平成22年厚生労働省告示第69号」に改め、同条第2項中「20円以内として」を「次の各号に掲げる区分に応じて」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 自動車損害賠償責任保険の適用を受ける場合 20円

(2) 前号の規定を適用することができない場合 12円

第2条 三田市休日応急診療センター条例の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

3 薬剤容器を受ける者の使用料は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 軟膏壺 1個につき40円

(2) 投薬瓶 1個につき20円

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年10月1日から施行する。